

## 雇用保険の適用拡大

平成29年1月1日より雇用保険の適用範囲が拡大されました。その中で65歳以上の方の雇用保険適用について簡単にご説明します。

**65歳以上でも雇用保険の適用対象になりました。**

### 改正前

- ・65歳以降に雇用された場合は雇用保険の適用対象外。
- ・同じ会社に65歳以前から引き続き雇用されている人は「高年齢継続被保険者」という扱いになり、その後離職して求職活動をする場合には「高年齢求職者給付金」というかたちで失業保険が支給されていました。
- ・雇用保険料の徴収は64歳以上の人は免除。

### 改正後

- ・雇用時の年齢制限が撤廃され65歳以上の人も一定要件を満たせば雇用保険適用の対象になりました。
- 適用要件 ①1週間の所定労働時間が20時間以上
- ②31日以上の雇用見込みがある (一般と同じ)
- ・今回の改正で対象となる人がいる事業者はハローワークへの届け出をします。
  - ・65歳以上の方が離職して求職活動をすれば、その都度「高年齢求職者給付金」が支給されます。(支給要件あり・年金と併給可)
  - ・雇用保険料の徴収は平成32年度からはすべての雇用者が対象になります。
  - ・年齢制限が撤廃されたことに伴い65歳以上の人でも介護休業・育児休業・教育訓練を新たに開始する場合は要件を満たせば給付金の支給対象となります。